



高松市告示第443号

令和8年度後期高齢者医療保険料督促状について、別紙の者については、住所等が不明のため送達が不能となったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年8月3日

高松市長 大西 秀人

公 示 送 達 書

1 / 1 頁

公示日：令和8年8月3日

下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は下記に保管されておりますので、該当者は来所のうえ交付の請求をしてください。

※高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する。

高松市長
大西 秀人

記

令和8年度 (令和7年度分)	後期高齢者医療保険料	督促状
氏 名	発行年月日	期別
富田 アヤ子	令和8年7月17日	過年2期
富田 周男	令和8年7月17日	過年2期
山城 正邦	令和8年7月17日	過年2期
** 以下余白 **		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所 高松市役所 国保・高齢者医療課

作成日：令和8年7月31日